

朝日村長 宛て

使用者 住 所
(代表者) 氏 名
連絡先
(携帯電話)

朝日村おためし移住体験施設使用誓約書

朝日村おためし移住体験事業実施要綱第5条の規定に基づき、施設の使用等について下記のとおり誓約します。

記

私を含めた全ての使用者（以下、「私達」という。）は、朝日村おためし移住体験事業実施要綱を遵守し、以下のことを誓約します。

(事業の対象者)

- 1 私達は、村外に住所を有し、朝日村への移住を検討している者です。
- 2 私達は、暴力団又は暴力団員、その他社会的に非難されるべき関係を有するものではありません。

(活動報告)

- 3 私達は、村が指定する移住体験報告書を作成し、施設の使用期間が満了日までに村長に提出します。

(使用者の遵守事項)

- 4 私達は、移住体験施設及びその敷地の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守します。
 - (1) 本事業の趣旨に反した目的に使用しません。
 - (2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しません。
 - (3) 第三者に対し、移住体験施設又はその敷地を使用させません。
 - (4) 常に善良な管理意識をもって利用します。
 - (5) 施設等を正常な状態で使用し、清潔を保ちます。
 - (6) 留守時又は就寝時には必ず施錠します。
 - (7) 火気の取扱いに注意するとともに、寒冷期の給排水の凍結にも十分注意します。
 - (8) 所定の場所以外で喫煙をしません。

- (9) 使用時間を厳守します。
- (10) 他人の迷惑になるような行為はしません。
- (11) 施設等の原状を変更しません。
- (12) 施設の備品及びその他附属物を毀損し、又は汚損しません。
- (13) 施設管理者の指示に従います。

(行為の禁止)

5 私達は、移住体験施設及びその敷地の使用にあたっては、次に掲げる行為はしません。

- (1) 寄付の募集その他これに類する行為
- (2) 事業又は営業
- (3) 興行、展示会その他これに類する催し
- (4) 文書、図画その他の物の展示又は配布
- (5) 政治活動又は宗教活動
- (6) 動物等の飼育
- (7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (8) 建物の建築又は工作物の設置
- (9) 前各号に掲げるもののほか、施設等の使用に相応しくない行為

(明渡し)

6 私達は、使用期間が満了したとき、又は要綱第 12 条に基づき使用許可が取り消されたときは、直ちに移住体験施設を明け渡します。

(損害賠償)

7 私達は、移住体験施設、設備、備品等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を村長に届け出し、その損害を賠償します。